

## 令和7年度 健康保険「被扶養者 資格調査」実施のご案内

日頃よりコクヨ健保組合の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、当健保組合では厚生労働省の指導の下、健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者認定状況の確認業務を実施いたします。これは、被扶養者として認定された方が引き続き資格があるかを確認するものです。

**「被扶養者 資格調査」の回答は、昨年同様WEB(Genki プラス)からお願いします。**

行政機関情報照会の活用による収入の把握(＝把握できる場合には収入証明提出の不要)、必要書類のシステム添付(＝郵送不要)、選択回答方法の採用など、回答負荷軽減の為にシステム改善を図っています。

正当な理由なく期限までに回答がない場合、「健康保険法施行規則第50条」により、資格継続の意思がないものと判断し、資格喪失となりますので、ご注意下さい。期限までの回答にご協力をお願いします。

コクヨ健保組合の収入は、社員の皆さんと会社にご負担いただいている保険料です。この保険料をもとに、社員・その家族(被扶養者)の皆さんが医療機関にかかれた際の医療費(原則自己負担3割を除く7割の他、高額療養費など)をコクヨ健保組合が負担しています。適正な負担状況となるように、「被扶養者 資格調査」を毎年実施します。

基準を超える収入となる場合や就職された等の場合は、速やかにコクヨ健保組合に連絡頂き、本来加入すべき健康保険(勤務先健康保険など)へ加入変更をお願いします。

変更漏れ・遅れ等により、被扶養者条件に該当しない方がコクヨ健保組合の保険証を使われた場合には、該当しなくなった期日からのコクヨ健保組合負担医療費(医療費の7割部分・人間ドック費用など)は返還して頂きます。新たな加入先の条件判断によっては、これらが加入先組合から給付されない可能性もあります。被扶養者に変更があった場合には、速やかな手続きをお願いします。

### 記

#### 対 象 者

- ① 令和7年4月1日時点で18歳以上の被扶養者  
※令和7年4月1日以降に扶養認定された方は除く
- ② ①に該当せず、配偶者はコクヨ健保以外に加入していて、お子さんだけがコクヨ健保に加入の世帯(共同扶養調査のみを実施)  
※令和7年4月1日時点で末子が11歳以下の世帯は除く

#### 調 査 開 始

令和7年8月1日(金) WEB サイトオープン

#### 回 答 期 限

令和7年8月31日(日) ※厳守願います。

#### 回 答 方 法

コクヨ健保 HP Genki プラス内「MY HEALTH WEB(被扶養者資格調査)」より回答

#### お 問 合 せ

コクヨ健康保険組合 被扶養者資格調査 担当  
TEL:06-6973-9478 9:00～17:00(土日祝日、夏季休暇などを除く)

#### 注 意 事 項

- 個人情報の取扱いにつきましては、コクヨ健康保険組合ホームページの「プライバシーポリシー」をご確認ください(<https://www.kokuyo-kenpo.com/protection/policy.html>)。委託にあたっては、委託先「株式会社 法研」「株式会社 法研関西」への適切な管理および監督を行います。
- 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者の削除手続きを行って頂きます。(資格要件を満たさなくなった日まで遡って資格喪失となる場合があります)
- 正当な理由なく期限までに回答がない場合、「健康保険法施行規則第50条」により、資格継続の意思がないものと判断し、資格喪失となります。

※対象者の抽出データは、令和7年7月1日時点で作成しております。

すでに扶養削除手続きを終えられている場合には、お手数ですが削除済みにて回答をお願いします。

# 1. 『Genki プラス』へのアクセス方法について

## ① 以下の URL または QR コードを読み取って

●コクヨ健康保険組合のホームページへアクセスし、『Genki プラス』のバナーをクリックしてください。

URL <https://www.kokuyo-kenpo.com/>

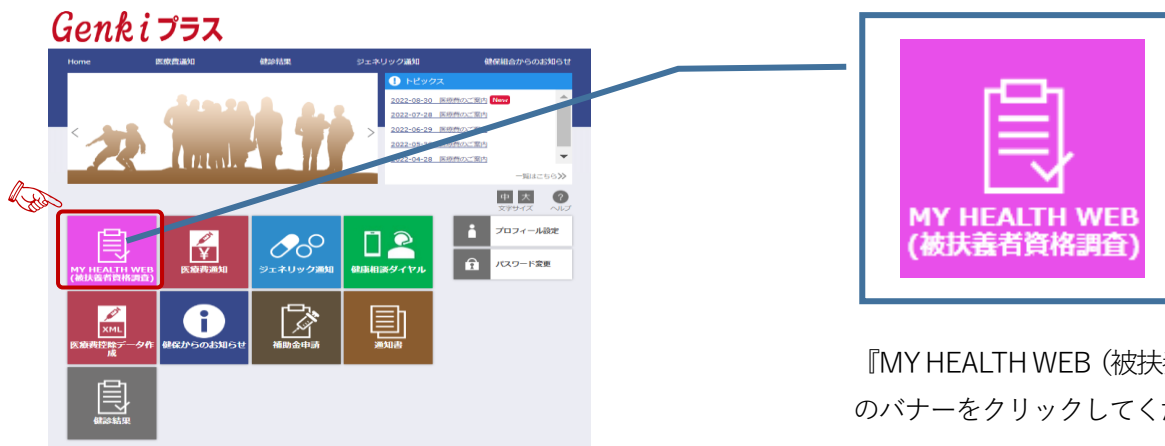
【トップページ】



『Genki プラス』のバナーをクリックしてください。

## ② 『Genki プラス』にログインし、『MY HEALTH WEB（被扶養者資格調査）』のバナーをクリックしてください。

※『Genki プラス』の初回登録がお済みでない方はコクヨ健保 ([kokuyokenpo@kokuyo.com](mailto:kokuyokenpo@kokuyo.com)) へご連絡ください。



『MY HEALTH WEB（被扶養者資格調査）』のバナーをクリックしてください。

※クリックすると、別サイト（MY HEALTH WEB）に遷移いたします。  
※上記遷移後、ログアウトされると Genki プラスのログイン画面に戻ります。

### 『MY HEALTH WEB（被扶養者資格調査）』システムについて

**MY HEALTH WEB 推奨環境** MY HEALTH WEB はパソコン・スマートフォン・タブレットからご利用いただけます。ご利用の際は以下の推奨環境でご覧ください。

#### ●スマートフォン・アプリでご利用の場合

・OS：iOS13以降、Android9以降

・ブラウザ：各OSで標準搭載されているブラウザ

#### ●PCでご利用の場合

・OS：Windows 10以降、Mac OS10.14以降

・ブラウザ：Microsoft Edge・Google Chrome・Safari 各種の最新版

#### MY HEALTH WEB 利用規約

・MY HEALTH WEB の利用内容やご利用にあたっての禁止事項等はサイトのトップページ下部にあります「利用規約」からご確認ください。

## 2.被扶養者資格調査の流れ

ログイン後、以下の手順で処理ください。

### ① 「MY HEALTH WEB」 TOP 画面

「被扶養者資格調査はこちら」をクリック。



### ② 「被扶養者資格調査」

調査目的をご確認ください。



### ③ 「被扶養者資格調査」 TOP

- ◆ 初めに「(1)被扶養者資格調査のご案内」をクリックし、実施概要・調査の流れ・認定基準をご確認ください。ご確認後、「被扶養者資格調査 TOP」をクリック。



- ◆ 次に「(2)設問の回答および必要書類の提出」をクリックし、STEP1～STEP4 を案内に従い操作を行ってください。



※ご注意  
回答期限後、審査  
に 10 営業日程度  
かかります。

- ◆ 「(3)審査結果の確認」では、回答内容や追加提出書類について、必要に応じてメールでご案内します。メールが届きましたらご確認ください。



- 「STEP1 被保険者情報の確認」
- 「STEP2 調査対象者(被扶養者)情報と現況の確認」
- 「STEP3 必要書類の確認(書類一覧のダウンロード)」
- 「STEP4 必要書類の提出(アップロード※)」

※スマートフォン、タブレット端末、PC から、必要書類を撮影・スキャンしたデータ (pdf/jpg/png/gif 形式) でアップロードしてください。

### 3. 必要書類の提出(アップロード)

- ◆ 設問の回答により、必要書類が決まります。  
「STEP3 必要書類の確認(書類一覧のダウンロード)」の  
**必要書類確認・ダウンロード** ボタンから必要書類をご確認ください。  
また、必要書類一覧の PDF がダウンロードできますので  
ご利用ください。

- ◆ 必要書類がお手元に揃いましたら、スマートフォン等で  
画像として保存いただき、書類のアップロードをお願い  
します。  
必要書類が複数の場合は、すべての書類が揃わなくても  
随時アップロードが可能です。提出期限までにアップロ  
ードをお願いします。

例)「年金振込通知書」



※アップロードできる  
画像は pdf/jpg/png/gif  
のファイルとなります。

- ◆ 「STEP4 必要書類の提出(アップロード)」の  
**書類アップロード** ボタンから該当する必要書類のアップ  
ロードをお願いします。  
スマートフォンやタブレット端末では、**+ファイルを追加** ボタ  
ンからカメラ機能が働き、その場で写した画像のアップ  
ロードが可能です。

- ◆ ファイルのアップロードを完了させるため、  
**ファイルをアップロード** ボタンを押してください。

- ◆ すべての必要書類のアップロードが完了しましたら、  
**提出する** ボタンを押してください。  
この操作で、書類の審査が始まります。

必要書類は審査結果が表示されるまで  
お手元に保管してください。画像が不鮮明や  
文字の見切れ等により、再度提出して  
いただく場合があります。

